

～ はじめに ～

平成^{へいせい}24^{ねん}年4^{がつ}月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する方すべてに、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成が必要となりました。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは、ご利用する障害福祉サービス・障害児通所支援を計画的に利用することにより、生活の質をこれまで以上に向上させるために作成するものであり、その作成は指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が行います。

このガイドブックは利用計画を作成できる弘前市内の相談支援事業所の事業内容等をまとめたものです。

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を選ぶ際の参考として、ぜひご活用ください。

平成^{へいせい}27^{ねん}年3^{がつ}月

ひろさきし ふくし じむしょちょう
弘前市福祉事務所長